

2022 秋工事担任者試験 直前予想！ 重要暗記項目 法規厳選 107肢 テキスト編 第1版

工事担任者 総合通信 2022年11月試験での出題が予想される暗記項目をまとめました。

全て正しい内容にしているので、そのまま暗記していただけます。

覚えてほしい箇所を赤字にしています。問題編、解答編ページと合わせてご活用ください。

本試験の出題を保証するものではありません。あくまでも著者独自の見解です。

出題予想に関する責任は一切負いません。自己責任でご使用をお願いいたします。

内容の確認は行っておりますが、見落とし、誤植等ある可能性が御座いますこと、ご了承願います。

法規は、ひっかけ問題が多く出題されます。ひっかけが出されるポイント＝その条文の中で重要なキーワードと言えますので、ひっかけポイントを意識しながら学習を進めるのが効率的です。

そこで、本資料では、ひっかけポイントのところの下線を引き、その下によく出るひっかけワードを記載しております（間違えて覚えないように、打ち消し線を付しております）。

ご活用いただき、合格を引き寄せていただければ幸いです。

第1問

【電気通信事業法】

基礎的電気通信役務

001 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その**適切、公平**かつ安定的な提供に努めなければならない。

重要通信の確保

002 電気通信事業者は、**天災、事変その他の非常事態**が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を**優先的**に取り扱わなければならない。

003 重要通信を**優先的**に取り扱わなければならない場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令で定める基準に従い、電気通信業務の**一部を停止**することができる。

004 電気通信事業者は、**重要通信の円滑な実施**を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、**総務省令で定めるところにより**、重要通信の



総務大臣に届け出た業務規程に基づき

優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

電気通信事業の登録

005 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

ただし、その者が設置する電気通信回路設備の規模及び**設置する区域の範囲**が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。



利用者の数

業務方法の改善

総務大臣が、次のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、**業務の方法の改善その他の措置**をとるべきことを命ずることができる

006 電気通信事業者の業務の方法に関し**通信の秘密**の確保に支障があるとき。

007 電気通信事業者が特定の者に対し不当な**差別的取扱い**を行っているとき。

008 電気通信事業者が**重要通信**に関する事項について**適切に配慮**していないとき。

009 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件(料金を除く。)が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

10 事故により電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に電気通信事業者がその支障を除去



自然災害



未然に対策

するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。



電気通信業務

技術基準適合命令

011 電気通信事業法の「技術基準適合命令」において、総務大臣は、電気通信事業の用に供する電気通信設備が総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる」と規定されている。

管理規定

012 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。



許可を受け

端末設備の接続の技術基準

013 電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒む



指定認定機関

電気通信事業者が定める契約約款

ことができない。

014 端末設備の接続の技術基準は、電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすることが確保されるものとして定められなければならない。

表示が付されていないものとみなす場合

015 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であって電気通信事業法の規定により表示が付されているものが総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該端末機器は、同法の規定による表示が付されていないものとみなす。

端末設備の接続の検査

016 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が



総務大臣

電気通信事業法の規定に基づく総務省令で定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

自営電気通信設備の接続

017 電気通信事業法の「自営電気通信設備の接続」において、電気通信事業者は、自営電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたとき、その自営電気通信設備を接続することにより当該電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該電気通信事業者が総務大臣の認定を受けたときは、その請求を拒むことができると規定されている。



仲裁委員の承認
登録認定機関の承認

工事担任者資格者証

018 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、総務省令で定める。



端末設備及び電気通信回線設備

資格者証を交付する場合

019 総務大臣は、工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者に対し、工事担任者資格者証を交付する。



受講

資格者証を交付しない場合

020 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者に対しては、工事担任者資格者証の交付を行わないことができる。



2年

021 総務大臣は、電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、工事担任者資格者証の交付を行わないことができる。



3年

【電気通信事業法施行規則】

利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合

022 総務省令で定める、電気通信事業者が利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合とは、利用者から、端末設備であって電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他利用者による接続が著しく不適当なものの接続の請求を受けた場合である。



検査が著しく困難
通信の秘密を侵すおれのあるもの

緊急に行うことを要する通信

023 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とする通信であって、新聞社等の機関相互間において行われるものは緊急に行うことを要する通信に該当する。

024 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを



地動による被害の予防又は復旧の方法

要する事項を内容とする通信で、気象機関相互間において行われるものは該当する通信である。

025 電気通信事業法に基づき、公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信として総務省令で定めるものに、水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項を内容とする通信がある。

第2問

【工事担任者規則】

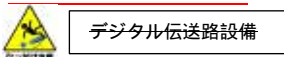
工事担任者を要しない工事

026 専用設備(特定の者に電気通信設備を専用させる電気通信役務に係る電気通信設備をいう。)に端末設備等を接続するときは、工事担任者を要しない。

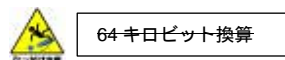


資格者証の種類及び工事の範囲

027 第一級アナログ通信の工事担任者は、アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を行い、又は監督することができる。

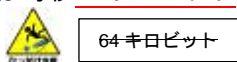


028 第二級アナログ通信の工事担任者は、アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事のうち、端末設備に収容される電気通信回線の数¹のものに限る工事を行い、又は監督することができる。また、総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事のうち、総合デジタル通信回線の数²が基本インタフェースで1のものに限る工事を行い、又は監督することができる。



029 第一級デジタル通信の工事担任者は、デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事を行い、又は監督することができる。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。

030 第二級デジタル通信の工事担任者は、デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事のうち、接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下であって、



主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る工事を行い、又は監督することができる。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。



第二級デジタル通信 = 旧 DD 3種、第二級アナログ通信 = 旧 AI 3種です。
旧 2種に該当するものがスッポリ無くなる形に法改正されました。

工事担任者の努力義務

031 工事担任者資格者証の交付を受けた者は、端末設備等の接続に関する知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない。



資格者証の再交付

工事担任者は、氏名に変更を生じたとき又は資格者証を汚し、破り若しくは失ったために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 資格者証(資格者証を失った場合を除く。)
- 二 写真一枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じたときに限る。)



住所の変更は再交付不要です。

032 工事担任者は、資格者証を失ったことが理由で資格者証の再交付の申請をしようとするときは、別に定める様式の申請書に写真1枚を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

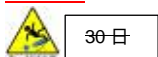


写真1枚及び所轄警察署等が発行した遺失届出証明書

033 工事担任者は、氏名に変更を生じたときは、別に定める様式の申請書に資格者証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

返納を命ぜられたもの

034 電気通信事業法の規定により工事担任者資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から **10日**以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後失った資格者



証を発見したときも同様とする。

【端末機器の技術基準適合認定等に関する規制】

表示

035 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の「表示」において、技術基準適合認定をした旨の表示を付するときは、表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付することが困難又は不合理である端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）、表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態に表示することができるようにする方法、又は表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態に表示することができるようにする方法のいずれかによるものとする規定されている。

技術基準適合認定番号

036 専用通信回線設備に接続される端末機器に表示される技術基準適合認定番号の最初の文字は、**D**である。

037 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器に表示される技術基準適合認定番号の最初の文字は、**C**である。

038 移動電話用設備(インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。)に接続される端末機器に表示される技術基準適合認定番号の最初の文字は、**A**である。

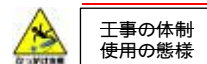
039 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器に表示される技術基準適合認定番号の最初の文字は、**F**である。

040 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器に表示される技術基準適合認定番号の最初の文字は、**E**である。

【有線電気通信法】

有線電気通信設備の届出

041 有線電気通信法の「有線電気通信設備の届出」において、有線電気通信設備(その設置について総務大臣に届け出る必要のないものを除く。)を設置しようとする者は、有線電気通信の方式の別、設備の設置の場所及び



設備の概要を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならないと規定されている。

技術基準

042 有線電気通信法の「技術基準」において、政令で定める技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならないと規定されている。

- (i) 有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。
- (ii) 有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

設備の改善等の措置

043 総務大臣は、有線電気通信設備(政令で定めるものを除く。)を設置した者に対し、その設備が有線電気通信法の規定に基づく政令で定める技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の**防止又は除去**のため必要な限度において、その**設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置**を命ずることができる。

非常事態における通信の確保

044 総務大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは**電力の供給の確保若しくは秩序の維持**のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に**使用**させ、



検査

若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。



その設備の改善措置をとるべき

第3問

端末設備等規則に規定する用語

045 **アナログ電話用設備**とは、電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において **アナログ信号**を入出力とするものをいう。



音声信号

046 **移動電話用設備**とは、電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において **電波**を使用するものをいう。



基地局



「電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対する呼出し(これに付随する通報を含む。)を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。」は『無線呼出用設備』の内容です。ひっかけて用語の『移動電話用設備』の内容を『無線呼出用設備』と入れ替えるものが出題されています。

047 **インターネットプロトコル電話端末**とは、端末設備であって、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるものをいう。

048 **総合デジタル通信用設備**とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として **64キロビット**毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、**符号、音声その他の音響**又は映像を統合



128キロビット



専ら符号

して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

049 **デジタルデータ伝送用設備**とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により、専ら **符号**又は映像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。



音響

050 **専用通信回線設備等端末**とは、端末設備であって、専用通信回線設備又は **デジタルデータ伝送用設備**に接続されるものをいう。



総合デジタル通信用設備

責任の分界

051 利用者の接続する端末設備は、事業用電気通信設備との**責任の分界**を明確にするため、事業用電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。

分界点における接続の方式は、端末設備を**電気通信回線ごと**に事業用電気通信設備から容易に**切り離せる**ものでなければならない。



接続形式ごと

漏えいする通信の識別禁止

052 端末設備は、事業用電気通信設備から**漏えいする通信**の内容を**意図的に識別する機能を有してはならない**。



消去する機能を有しなければならない

鳴音の発生防止

053 端末設備は、**事業用**電気通信設備との間で**鳴音**(電氣的又は**音響的結合**により生ずる発振状態をいう。)



自営



光学的結合

を発生することを防止するために**総務大臣**が別に告示する条件を満たすものでなければならない。



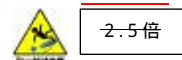
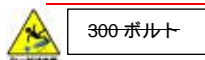
電気通信事業者

端末設備の絶縁抵抗

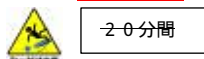
054 端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間において、使用電圧が300ボルトを超え750ボルト以下の直流及び300ボルトを超え600ボルト以下の交流の場合にあっては、**0.4メガオーム**以上の**絶縁抵抗**を有しなければならない。

端末設備の絶縁耐力

055 端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間において、使用電圧が**750ボルト**を超える直流及び600ボルトを超える交流の場合にあっては、その使用電圧の**1.5倍**の

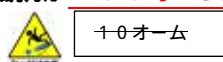


電圧を連続して**10分間**加えたときこれに耐える**絶縁耐力**を有しなければならない。



端末設備の接地抵抗

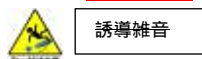
056 端末設備の機器の金属製の台及び筐体は、**接地抵抗が100オーム**以下となるように接地しなければならない。



ただし、安全な場所に危険のないように設置する場合には、この限りでない。

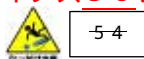
過大音響の発生防止

057 通話機能を有する端末設備は、通話中に受話器から**過大な音響衝撃**が発生することを防止する機能を備えなければならない。



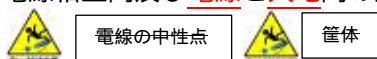
評価雑音電力

058 配線設備等の**評価雑音電力**(通信回線が受ける妨害であって人間の聴覚率を考慮して定められる**実効的雑音電力**をいい、誘導によるものを含む。)は、絶対レベルで表した値で定常時において**マイナス64デシベル**以下であり、かつ、最大時において**マイナス58デシベル**以下であること。

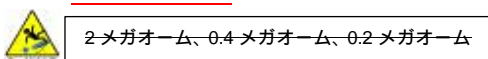


配線設備等の絶縁抵抗

059 配線設備等の電線相互間及び**電線と大地**間の**絶縁抵抗**は、直流**200ボルト**以上の一の電圧で測定した



値で**1メガオーム**以上であること。

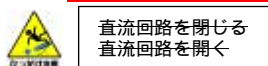


配線設備等の設置の方法

060 事業用電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにするため、総務大臣が別に告示するところにより**配線設備等の設置の方法**を定める場合にあっては、その方法によるものであること。

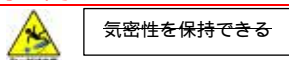
端末設備内において電波を使用する端末設備

061 使用する電波の**周波数が空き状態**であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところにより判定を行い、空き状態である場合にのみ**通信路を設定する**ものであること。ただし、総務大臣が別に告示するもの



については、この限りでない。

062 端末設備内において電波を使用する端末設備にあっては、総務大臣が別に告示するものを除き、使用される無線設備は、**一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができない**ものでなければならない。



第4問

【端末設備等規則】

アナログ電話端末 基本的機能

063 アナログ電話端末の直流回路は、発信又は応答を行うとき閉じ、通信が終了したとき開くものでなければならない。

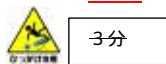


アナログ電話端末 発信の機能

064 自動的に選択信号を送出する場合にあっては、直流回路を閉じてから3秒以上経過後に選択信号の送を開始するものであること。ただし、電気通信回線からの発信音又はこれに相当する可聴音を確認した後に選択信号を送出する場合にあっては、この限りでない。

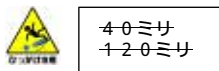


065 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合選択信号送終了後2分以内に直流回路を開くものであること。

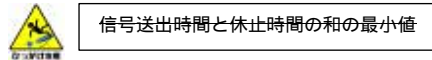


アナログ電話端末 「選択信号の条件」における押しボタンダイヤル信号

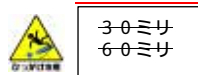
066 信号送出時間は、50ミリ秒以上でなければならない。



067 ミニマムポーズとは、隣接する信号間の休止時間の最小値をいい、その値は30ミリ秒以上でなければならない。

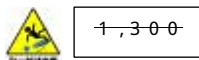


068 周期とは、信号送出時間とミニマムポーズの和をいう。周期は、120ミリ秒以上でなければならない。



069 信号周波数偏差は、信号周波数の±1.5パーセント以内でなければならない。

070 高群周波数は、1,200ヘルツから1,700ヘルツまでの範囲内における特定の四つの周波数で規定されている。



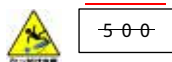
アナログ電話端末 緊急通報機能

071 アナログ電話端末であって、通話の用に供するものは、電気通信番号規則に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報を発信する機能を備えなければならない。

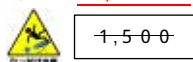


アナログ電話端末 直流回路の電気的條件等

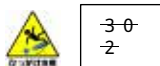
072 直流回路を閉じているときのアナログ電話端末の直流回路の直流抵抗値は、20ミリアンペア以上120ミリアンペア以下の電流で測定した値で50オーム以上300オーム以下でなければならない。



ただし、直流回路の直流抵抗値と電気通信事業者の交換設備からアナログ電話端末までの線路の直流抵抗値の和が50オーム以上1,700オーム以下の場合にあっては、この限りでない。



073 直流回路を閉じているときのアナログ電話端末のダイヤルパルスによる選択信号送出時における直流回路の静電容量は、3マイクロファラド以下でなければならない。



074 直流回路を開いているときのアナログ電話端末の直流回路の直流抵抗値は、1メガオーム以上でなければならない。



075 アナログ電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであってはならない。

アナログ電話端末 送出電力

076 通話の用に供する場合を除き、アナログ電話端末の4キロヘルツから8キロヘルツまでの不要送出レベルは、-20dBm以下でなければならない。



8キロヘルツから12キロヘルツは-40dBm、12キロヘルツ以上は-60dBmです。

移動電話端末 基本的機能

077 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。

078 通信を終了する場合にあっては、チャンネル(通話チャンネル及び制御チャンネルをいう。)を切断する信号を送出するものであること。



チャンネルのプロットを要求する信号

移動電話端末 発信の機能

079 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合選択信号送出終了後1分以内にチャンネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。



2分
3分

080 自動再発信を行う場合にあっては、その回数は2回以内であること。ただし、最初の発信から3分を超えた場合にあっては、別の発信とみなす。



3回



2分

なお、この規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあっては、適用しない。

総合デジタル通信用端末 基本的機能

081 発信又は応答を行う場合にあっては、呼設定用メッセージを送出するものであること。ただし、総務大臣が別に告示する場合はこの限りでない。



初期設定用メッセージ

082 通信を終了する場合にあっては、呼切断用メッセージを送出するものであること。ただし、総務大臣が別に告示する場合はこの限りでない。



初期設定用メッセージ
中断メッセージ
電源切断用メッセージ

総合デジタル通信用端末 電気的条件等

083 総合デジタル通信用端末は、総務大臣が別に告示する電気的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。



機械的条件
磁気的条件

084 総合デジタル通信用端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであってはならない。



交流の電圧

総合デジタル通信用端末 アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

085 総合デジタル通信用端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあっては、通話の用に供する場合を除き、総合デジタル通信用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、平均レベルで - 3 dBm 以下でなければならない。



平均レベルで -10dBm 以下で、かつ、最大レベルで 0dBm

第5問

【有線電気通信設備令】

用語

086 電線とは、有線電気通信を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)であって、強電流電線に重畳される通信回線に係るもの以外のものをいう。



係るもの

087 絶縁電線とは、絶縁物のみで被覆されている電線をいう。



絶縁物及び保護物

088 ケーブルとは、光ファイバ並びに光ファイバ以外の絶縁物及び保護物で被覆されている電線をいう。



光ファイバ以外の絶縁物

089 線路とは、送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器(これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。)をいう。



除く

090 離隔距離とは、線路と他の物体(線路を含む。)とが気象条件による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離をいう。



定常状態

091 音声周波とは、周波数が200ヘルツを超え、3,500ヘルツ以下の電磁波をいう。



300ヘルツ
250ヘルツ

092 高周波とは、周波数が3,500ヘルツを超える電磁波をいう。



3,000ヘルツ
3,500ヘルツを超え、1ギガヘルツ以下

093 絶対レベルとは、一の皮相電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表わしたものをいう。



有効電力

094 平衡度とは、通信回線の中性点と大地との間に起電力を加えた場合におけるこれらの間に生ずる電圧と



漏話電力

通信回線の端子間に生ずる電圧との比をデシベルで表わしたものをいう。

使用可能な電線の種類

095 有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。



強電流絶縁電線

ただし、絶縁電線又はケーブルを使用することが困難な場合において、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えるおそれなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのないように設置する場合は、この限りでない。

通信回線の平衡度

096 通信回線の平衡度は、**1,000ヘルツの交流**において**34デシベル以上**でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

線路の電圧及び通信回線の電力

097 通信回線の線路の電圧は、**100ボルト**以下でなければならない。



200ボルト

ただし、電線としてケーブルのみを使用するとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。

098 通信回線の電力は、**絶対レベル**で表わした値で、その周波数が**音声周波**であるときは、**プラス10デシベル**以下、**高周波**であるときは、**プラス20デシベル**以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

架空電線の支持物

099 架空電線の支持物には、取扱者が昇降に使用する**足場金具**等を地表上**1.8メートル**未満の高さに取り付けなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。



2.0メートル
2.5メートル

架空電線と他人の設置した架空電線等との関係

100 架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との**水平距離**がその架空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうち**いずれか高いもの**の高さに相当する距離以下となるときは、総務省令で定めるところによらなければならない。



いずれか低いもの

【有線電気通信設備令施行規則】

架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離

101 有線電気通信設備令施行規則において、架空電線の支持物と架空強電流電線(当該架空電線の支持物に架設されるものを除く。以下同じ。)との間の離隔距離は、架空強電流電線の使用電圧が**35,000ボルト**以下の**特別高圧**で、使用する電線の種別が**特別高圧強電流絶縁電線**の場合、**1メートル**以上でなければならないと規定されている。

【不正アクセス禁止法】

目的

102 不正アクセス行為の禁止等に関する法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、**電気通信回線を通じて行われる電子計算機**に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の



インターネット

維持を図り、もって**高度情報通信社会の健全な発展**に寄与することを目的とする。



電子商取引の普及

定義

103 **アクセス管理者**とは、電気通信回線に接続している電子計算機(以下「特定電子計算機」という。)の利用(当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。)につき当該特定電子計算機の**動作を管理**する者をいう。

104 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する**不正アクセス行為**に該当する行為の一つとして、アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている**特定利用**をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。)がある

アクセス管理者による防御措置

105 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の「**アクセス管理者による防御措置**」において、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御機能の**有効性を検証**し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定されている。

【電子署名法】

106 電子署名及び認証業務に関する法律において**電磁的記録**とは、電子的方式、磁気的方式その他**人の知覚によっては認識**することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。



本人以外は改変

107 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について**本人による電子署名**が行われているときは、**真正に成立したものと推定**する。



暗号化によるセキュリティ対策

以上

出典：工事担任者試験問題（総合通信およびAI・DD 総合種 令和4年度第1回～平成25年度第1回）

本試験の出題を保証するものではありません。あくまでも著者独自の見解です。

出題予想に関する責任は一切負いません。自己責任でご使用をお願いいたします。

内容の確認は行っておりますが、見落とし、誤植等ある可能性が御座いますこと、ご了承願います。

内容の誤り、誤植などに気づいた場合は、適宜修正し改版のうえ再配布します。(改版に関する個別のご案内は行いません)

コンパクトにリズムよく学習するため、問題編と解答編では文章構成を変えています。

最後に、あなたの合格を心よりお祈り申し上げます。著者記す

